

第1回 臨時議会

平成25年日野町議会第1回臨時議会が、2月8日に開会され、提案がありました3議案について審議され、原案どおり可決されました。

工事請負契約

◆日野町役場庁舎耐震補強その他

【建築工事】
・工事（3件）
・契約相手方 西村建設株式会社

【電気設備工事】

・契約金額1億5千907万5千円
・契約相手方 株式会社ニシデン
・契約金額 9千3百55万5千円

【機械設備工事】

・契約相手方
ア・ア・ンコーポレーション株式会社
・契約金額 6千8百35万5千円

工事期間は、平成26年1月31日までです。

◆問い合わせ先

議会事務局
☎65551 有線⑤7750

町役場庁舎耐震補強工事 その他改修工事のお知らせ

大規模な災害発生時においても、役場の機能が十分に発揮できるようにするため、庁舎の耐震補強を中心とした改修工事を行います。

工事期間中は、役場庁舎ご来庁の皆さんにはご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

また、工事期間中、一部の課が3・4階の会議室等を利用して執務を行います。詳しくは庁舎案内看板にてお知らせします。

なお、改修中における各課の電話番号に変更はありません。

工事場所	役場庁舎本館
工事期間	平成26年1月31日まで
工事概要	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震補強工事（1・2・3階） ・電算、サーバー室改修工事 ・議場改修工事（会議システム、空調改修ほか） ・バリアフリー工事（議会傍聴席段差解消リフト新設、トイレ改修ほか） ・設備改修工事（非常用発電機、受水槽新設ほか）

◆問い合わせ先 総務課 財政担当 ☎6500 有線⑤7762

介護保険負担限度額認定について

介護保険の施設サービスや短期入所サービス等を利用したときの食費や居住費（滞在費）は、全額自己負担をしていただくこととなっています。このため、所得が少ない方の負担が重くなることのないよう、一定の基準に該当する方について利用者負担の減額を行う「負担限度額認定制度」が設けられています。

介護保険負担限度額認定の申請

特別養護老人ホームや介護老人保健施設への入所、短期入所（ショートステイ）等を利用されている方で、右記の利用者負担段階に該当される方は、印鑑を持参し、介護支援課へ申請をしてください。

※通所（デイ）サービスにおける食費は対象外です。

利用者負担段階

第1段階…町民税が世帯非課税であって、老齢福祉年金を受けている方および、生活保護を受けている方

第2段階…町民税が世帯非課税であって、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方

第3段階…町民税が世帯非課税であって、利用者負担第2段階に該当しない方

自己負担限度額（日額）

利用者負担段階	1日当たりの居住費					1日当たりの食費
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室（老健・療養）	従来型個室（特養）	多床室	
基準費用額	1,970円	1,640円	1,640円	1,150円	320円	1,380円
第1段階	820円	490円	490円	320円	0円	300円
第2段階	820円	490円	490円	420円	320円	390円
第3段階	1,310円	1,310円	1,310円	820円	320円	650円

◆問い合わせ先 介護支援課 介護支援担当 ☎6501 有線⑤7788

